

令和8年度 部活動に関する活動方針

1 学校における部活動の方針

- (1) 日々の活動を通して、学年や学級の枠を超えた異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るために実施する。
- (2) 生徒自身が、活動を通して自己肯定感を高め、「一生懸命がんばる心」「人を思いやる心」を育み、生徒の人格形成や健全育成を図るために実施する。
- (3) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行うものとし、学習意欲の向上や責任感、連帯感の養成を図るために実施する。
- (4) 部活動の開設にあたっては、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られていることに留意しながら、顧問・指導員の有無及び部員数等を総合的に鑑み、校長が判断する。
- (5) 活動にあたっては、スポーツ庁や文化庁、東京都教育委員会、八王子市教育委員会の部活動の方針に則り、合理的でかつ効率的・効果的に実施する。

※活動にあたっては、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、学校における働き方改革推進プランや緊急対策に則り、校長が業務改善や勤務時間管理等を行う。

2 適切な休養日等の設定方針

- (1) 学期中の休養日は、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日の休養日を設ける。大会参加等により休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても「(1)」に準じた扱いを行う。
- (3) 実活動時間（活動準備・片付けやミーティング等を除き、実際に運動している時間）は、平日では2時間程度、休日では3時間程度とする。

※原則、朝練習は行わない。

3 今年度設置した部活動

- | | |
|----------------|------------|
| ・男女バスケットボール部 | ・男女ソフトテニス部 |
| ・バドミントン部 | ・サッカー部 |
| ・吹奏楽部 | |
| ・陸上競技部→トレーニング部 | |
| ・美術部 | ・ものづくり部 |
| ・ボランティア読書部 | ・和太鼓部 |

4 平日の活動の最終下校時刻

3月～9月…18：00下校（美山バス18：10）

10月～2月…17：30下校（美山バス17：40）